

（自動運行装置）

**第228条の2** 自動運行装置を備える自動車の機能、性能等に関し、保安基準第48条第2項の告示で定める基準は、自動運行装置の作動中、確実に機能するものであることとする。この場合において、自動運行装置の機能を損なうおそれのある損傷のあるものは、この基準に適合しないものとする。